

幸区区民提案と都市計画マスタープラン幸区構想「素案」の比較表

(注)この資料は都市計画マスタープランの「区民提案」と「素案」の記述を比較するため、「素案」の作成段階における資料として作業用に整理したものです。あくまで参考資料として御覧下さい。

区民提案書		区別構想	
P	区民提案であげられた方針記述の項目	P	区別構想において対応する項目 幸区構想「素案」における記述項目等
26	1 幸区の将来像	7	第2部 めざすべき都市像 ・めざすべき都市像として、「水と緑と創造のまち 生き生き・さいわい」を基本的な考え方としながら、「環境共生のまちづくり」、「安全な生き活きまちづくり」の2つを柱に、区民提案の考え方に沿って記述。 ・区別構想の構成について、他区とも整合を図るために、「都市構造」の章を設け、区民提案の基本方針の5本の柱にしたがって、都市構造を整理し、記述しました。
			1 まちの拠点を育みます 2 豊かな生活を育みます 3 水と緑を育みます 4 交通を育みます 5 安心を育みます
	1 まちの拠点を育む	18	1 まちの拠点を育みます
36	賑わいの拠点 川崎駅西口	18	(1)にぎわいの拠点としての川崎駅西口地区

38	(1)西口周辺地区の個性を活かした魅力あるまちづくり	18	1(1)にぎわいの拠点としての川崎駅西口地区	<ul style="list-style-type: none"> ・1(1)の項において、本市の「広域拠点」として、民間活力を活かしながら、中枢業務機能や広域的な商業機能、文化機能の集積を図るとともに、優良な都市型住宅の建設を適切に誘導し、高密度の計画的な複合的土地利用の誘導として記述。 ・周辺の市街地や商店街の下町的な特徴を活かしながら、地域の個性を活かし住民が親しみを持てる拠点の形成をめざす、住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援として記述。 ・新旧の街なみが調和し、にぎわいのあるまちの形成について記述。 ・また、周辺市街地も含めたにぎわいのあるまちの形成に向けて、安全で快適に回遊できる歩行者空間、道路等の都市基盤の整備について記述。 ・5(1)において、鉄道とバスの乗り継ぎを円滑化する駅前広場の整備や、駅東西の回遊性の向上を図ることによる交通結節的機能の強化について記述。 ・公共交通の見直しの提案については、交通体系5(2)の項において、土地利用転換に伴う交通広場の整備にあわせた路線バス網の再編に関する基本的考え方を記述。
	(2)音楽・文化を発信する賑わいのまちづくり	13	1(4)歴史と文化の拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・都市構造1(4)の項において、ミューザ川崎シンフォニーホールが立地する特性を活かすとともに、多目的ホール等の整備により、音楽を始めとする文化芸術活動の拠点の形成をめざすとして記述。
39	(3)快適な居住空間と賑わいを演出する街並み・景観づくり	19	1(1)にぎわいの拠点としての川崎駅西口地区	<ul style="list-style-type: none"> ・1(1) 地域の個性を活かした魅力ある広域拠点の形成の項において、商業・業務機能とともに、文化機能の集積を図るとして記述。 ・地域の文化資源を活かすという観点から、駅東西地区の回遊性の向上を図り、東口の能楽堂やラ・チッタ・デッラなどの文化施設との連携について記述。
			1(1) 潤いのある街なみ・景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・1(1)の項において、地区全体における本市の玄関口にふさわしい景観づくりをめざすとして記述。 ・「川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画」に基づき、駅前広場や道路、公園などの公共空間の緑化と、民有地における緑化の取組の支援として記述。 ・さらに、民間による市街地開発等における緑地の確保の誘導、地区に点在する景観資源と連続性のある緑豊かな街なみづくりとして記述。

	(4)既存商店街と開発エリアの連携	19	1(1) 既存の市街地や商店街と連携したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・1(1) の項において、周辺の市街地や商店街の下町的な特徴を活かしながら、地域の個性を活かし住民が親しみを持てる拠点の形成をめざす、住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援として記述。(再掲) ・また、周辺市街地も含めたにぎわいのあるまちの形成に向けて、安全で快適に回遊できる歩行者空間、道路等の都市基盤の整備について記述。(再掲)
40	賑わいの拠点 鹿島田駅周辺地区	20	(3)地域の生活拠点としての鹿島田駅周辺地区	
42	(1)まちの資源を活かした、新旧融合の生活拠点整備	21	地区コミュニティの核となる商店街との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・1(3) の項において、周辺の二ヶ領用水や古い街なみ、社寺等との調和に配慮した街なみ形成等、住民や商店街組織の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、地域に根ざした生活拠点の形成として記述。
	(2)居住者の利便性を高める駅前整備	21	住民の利便性を高める駅周辺の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・1(3) の項において、安全で快適な交通環境を形成するため、市街地再開発事業にあわせて、交通広場の整備や鹿島田駅と新川崎駅をつなぐ都市計画道路の整備を進め、交通結節点機能の向上を図るとして記述。 ・駅周辺の一般的な方針として、安全で快適な自転車利用環境と安全な歩行者空間の確保について記述。 ・2(1)歩行者・自転車・自動車が共存する安全な道路整備の項において、生活道路の整備に関する基本的な考え方を記述。 ・南武線の立体化と踏切問題については、課題認識として<現状・課題>で記述しました。市としては、南武線の立体化については、京急大師線の進ちょくを見極めたうえで、検討を進めると記述しました。また、踏切問題については、鉄道事業者との連携により対策を検討すると記述しています。
		36	(3)自転車利用の促進、自転車と共生するまち	
		33	(4)交通ボトルネックの解消	
	(3)商店街の活性化・新しいまちとの連携	21	1(3) 地区コミュニティの核となる商店街との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・1(3) の項において、住民の活動や交流の場としての地域商店街のにぎわいを活かしながら、住民や商店街組織の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、地域に根ざした生活拠点の形成として記述。(再掲)

43	(4)二ヶ領用水の復活・活用	21 地区コミュニティの核となる商店街との連携 39 3身近な水辺の整備	・周辺の二ヶ領用水や古い街なみ、社寺等との調和に配慮した街なみ形成等、住民や商店街組織の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、地域に根ざした生活拠点の形成として記述。(再掲) ・鹿島田駅の周辺に限らず、二ヶ領用水などの市街地の中の水辺空間は、貴重な水と緑のオープンスペースであることから、地域の実情に応じて、親水化に努めるとして記述。(再掲)
44	(5)良好な住宅ストックを創出する「団地建替えへの住民参加と一体的なまちづくり」	23 (2)周辺のまちづくりと一体となった住宅団地の建て替え	・老朽化した市営住宅の計画的な建替え、改善、修繕等について記述。 ・比較的規模が大きい団地の建替えに際して、周辺地域への影響も大きいことから、福祉施設との合築、オープンスペースや良好な景観デザインの創出など、周辺地域の環境改善を含む一体的なまちづくりに考慮して取り組みますとして記述。
	賑わいの拠点 尻手駅周辺地区・矢向駅周辺地区	21 (4)鉄道駅を中心とした生活拠点	
45	尻手駅周辺		・区民提案では、尻手駅と矢向駅にわけて項目立てしていますが、区別構想の中では、都市構造において「広域拠点(川崎駅周辺)」「地域生活拠点(新川崎・鹿島田駅周辺)」及び「生活拠点(その他の駅周辺)」として整理したため、尻手駅と矢向駅をあわせて一項目としています。
	(1)西口との連携	21 (4)鉄道駅を中心とした生活拠点	・区民提案で示された「サブ拠点」という考え方を受け、通勤・通学や買物などの日常生活を支える地区コミュニティの「生活拠点」として整理しました。 (川崎駅西口地区との連携方策として示された川崎町田線における桜並木の復活については、マスタープランにおいて、樹種を特定した記述はできませんが、街路樹の緑によるネットワークとして都市環境方針図で示しています。

	(2)駅前空間の有効活用と駅周辺施設との連携	27	<土地利用の区分>	<p>・尻手駅周辺は、土地利用区分において地域商業エリアとして位置づけており、その中で、生活拠点としての機能強化を図るため、地区コミュニティの核としての商業、サービスその他の業務の利便を増進する中密度の複合的な土地利用の誘導として記述。</p> <p>・あわせて、道路等の整備や土地利用転換の機会をとらえた街なみの形成について記述。</p> <p>・駅周辺のユニバーサルデザインのまちづくりについては、バリアフリー化にあたっての基本的な考え方を取りまとめたガイドラインを策定し、市民・事業者と連携した取組として、交通体系の中で記述。</p> <p>・今後進出してくる研究施設については、土地利用区分において産業高度化エリアとして位置づけており、地域環境と調和する都市型工業地の促進として記述。</p> <p>・南部市場については、<現状・課題>の中で、施設整備、運営方針の検討とあわせて、その立地を活かしていくことが必要という課題認識として記述しました。</p>
		34	4 人に優しい道路づくり	
		21	(4)鉄道駅を中心とした生活拠点 <現状・課題>	
47	矢向駅周辺	21	(4)鉄道駅を中心とした生活拠点	
	(1)他都市と連携を図り、生活拠点としての利便性・安全性の強化	16	(8)他市区との連携	<p>・)矢向駅周辺については、横浜市に位置することから、生活拠点としての位置づけはできませんが、塚越や古川町、戸手本町などの近隣住民にとっては、日常生活の中心となっているということを<現状・課題>の中で記述しました。</p> <p>・「都市構造」の中で、隣接する横浜市等との連携を図り、多様な交流を生み出す交通ネットワークの形成について記述。</p>
	(2)駅東西の格差の是正による、一体的な駅前空間の創出			<p>・)一体的な駅前空間の創出については、横浜市に位置することから、マスタープランでは、記述していません。</p>
48	新川崎地区のまちづくり		(2)ものづくり・研究開発機能と多様な交流、豊かな環境を育む新川崎地区	

52	1 エコシティ	20	1(2) ゆとりと潤いのある街なみ景観づくり 周辺地域の住環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・区民提案の中で、森の中のまちをイメージした「エコシティ」の理念が提示され、立体的な土地利用による緑地の創造などの提案がなされましたが、1(2)の項において、地区計画に基づき、環境と防災機能に配慮した民有地の緑化やオープンスペースの確保による、ゆとりと潤いのある街なみ景観づくりという記述としています。 ・1(2)、において、隣接する加瀬山の自然環境や緑の景観を活かした、ゆとりと潤いのある良好な都市景観の形成として記述しています。 ・緑化推進重点地区の候補エリアとして、都市環境の方針図で示しています。 ・資源の循環・再利用・省エネルギー等の循環型まちづくりは、全市的な課題として、都市環境の中で、循環型の社会システムの構築として記述しています。
			方針図	
		43	(3)環境に優しい循環型のまちづくり	
53	2 研究開発ゾーン	19	1(2) 豊かな生活を育む拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり・研究開発機能の集積を図るとして、記述するとともに、土地利用区分において、「新川崎・創造のもり」が立地する地区は「新産業誘導エリア」として位置づけています。 ・「新川崎・創造のもり」事業における研究開発機能の拠点整備とともに、市民の交流や学びの場の整備について記述しています。 ・隣接する加瀬山の自然環境や緑の景観を活かした、ゆとりと潤いのある良好な都市環境の形成として記述しています。
		20	1(2) ゆとりと潤いのある街なみ景観づくり	
		28	<土地利用の区分>	
	3 商業・業務・住宅複合ゾーン	20	5(1) 安全で快適に移動できる市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが快適に生活できるよう、バリアフリーに配慮した歩行者空間の確保、環境と防災機能に配慮した民有地の緑化やオープンスペースの確保について記述。 ・2(6)において、少子高齢化が進む中で、誰もが安心して住み続けられるまちとするための基本的考え方を記述しています。 ・行政機能等の整備については、マスタープランでは、記述をしていません。
		24	2(6)高齢者や障害者、子育て世帯を始め、誰もが住み続けられるまちの形成	
54	4 防災	20	ゆとりと潤いのある街なみ景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・1(2)の項において、防災機能に配慮した民有地の緑化やオープンスペースの確保について記述。
54	5 交通体系			

	(1)公共交通結節点機能の充実	20 36	1(2) 安全で快適に移動できる市街地の整備 36(3)自転車利用の促進、自転車と共生するまち	・1(2) の項において、市街地再開発事業にあわせて、交通広場の整備や鹿島田駅と新川崎駅をつなぐ都市計画道路の整備による交通結節点機能の向上について記述。 ・放置自転車対策は全市的な課題であることから、交通体系の中で、記述しています。
	(2)周辺地区の負荷軽減	35	1(2) 新川崎駅の交通結節点機能の向上	・1(2) の項において、交通広場の整備、地区内の道路整備、周辺道路と機能的に連携した道路ネットワークの形成など、交通結節点機能の向上について記述 ・具体的な幹線道路整備の考え方は、「都市計画道路のあり方検討」や「道路整備計画」の中で明らかにしていきます。
	6 実現のための方策			・新川崎地区(操車場跡地)については、既に地区計画により、土地利用の方向性が定められています。
56	産業の拠点	24	3 地域特性を活かしたまちを育みます	・産業や歴史・文化を幸区の地域特性として、「地域特性を活かしたまちを育みます」で記述しています。
57	(1)研究開発・ものづくりのまちのネットワーク形成	25	3(4)地域の産業を活かしたまち	・3(4)の項において、ものづくり・研究開発機能の強化をめざすとして、記述するとともに、土地利用区分において、「新川崎・創造のもり」が立地する地区は「新産業誘導エリア」として位置づけています。 ・土地利用区分において、産業高度化エリアと位置づけた地域では、生産機能の高度化、研究開発機能の集積等地域環境と調和する都市型工業地の形勢について記述。
	(2)新川崎地区の産業拠点形成	20 25	1(2) ものづくり機能の強化 3(4)地域の産業を活かしたまち	・ものづくり・研究開発機能の強化をめざすとして、記述するとともに、土地利用区分において、「新川崎・創造のもり」が立地する地区は「新産業誘導エリア」として位置づけています。
	(3)工業地域の適正な土地利用	25	1(4)地域の産業を活かしたまち 1(5)住工調和のまちづくり	・1(4)の項において、大規模な工場等の跡地については、その土地利用転換に際して、地区計画等を活用して、計画的な土地利用の誘導について記述。 ・1(5)の項において、住宅と中小工場等が混在している準工業地域では、住環境と工場の操業環境が調和した市街地の形成をめざすとして記述。

59	歴史・文化の拠点	24	3 地域特性を活かしたまちを育みます	・産業や歴史・文化を幸区の地域特性として、「地域特性を活かしたまちを育みます」で記述しています。
60	(1)西口拠点を文化発信の場へ	13	3(4)歴史と文化の拠点の形成	・3(4)の項において、ミュージアム川崎シンフォニーホールが立地する特性を活かすとともに、多目的ホール等の整備により、音楽を始めとする文化芸術活動の拠点の形成をめざすとして記述。(再掲)
	(2)加瀬山の歴史文化の保全	25	3(2)歴史や文化を活かした加瀬山周辺のまちづくり	・3(2)の項において、区民と共に、公園整備や散策炉の設定などの歴史や文化を活かした加瀬山周辺のまちづくりについて記述。歴史フィールドミュージアムについては、マスタープランの中で記述していません。
	(3)伝統文化の継承	13 25	(4)歴史と文化の拠点の形成 3 地域特性を活かしたまちを育みます	・ソフトプログラムについてマスタープランでは、具体的な記述をしていませんが、地域の歴史と文化を活かしたまちづくりについて、都市構造や土地利用で記述しています。
61	2 豊かな生活を育む	22	2 豊かな生活を育む住宅地の形成をめざします	
	まちをきれいにして誇りを持てる街にする			
65	1 住んで楽しい住宅地の整備	22	(1)住んで楽しい住宅地の形成	
	(1)良好な環境づくり	22	2(1) 住宅地の環境改善(都市環境)(4)住宅地の街なみづくり	・2(1)の項において、土地区画整理事業や地区計画、一定規模以上の総合設計等により都市基盤が整備されている地区は、「住環境調和エリア」として、地域の特性を活かした良好な住環境の保全・形成について住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援として記述。 ・道路・公園等の都市基盤が未整備な住宅地は、「住環境向上エリア」として、地区計画等を活用し、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、修復型・改善型の住環境整備として記述。

	(2)まちのルールづくり	23		<ul style="list-style-type: none"> ・2(1) の項において、現在の用途地域の指定状況から、戸建住宅と共同住宅等が調和した中密度の土地利用として記述しています。 ・良好な住環境や街なみ景観を形成していくために、地区計画や建築協定等を活用した住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援するとして記述。 ・さらに、安定、成熟した都市型社会を踏まえて、用途地域等の根幹的な土地利用ルールの基本的枠組みを維持していきます。ただし、現に立地している建築物の規模(容積率)に比べて指定されている容積率の最高限度が特に大きい地区については、地域の実情に応じた質の高い住宅地を形成するために、きめ細かな土地利用誘導方策を検討することを記述。
	(3)住民参加による周辺まちづくりとの一体的な住宅団地建替え	23	2(2)周辺のまちづくりと一体となった住宅団地の建て替え	<ul style="list-style-type: none"> ・2(2)の項において、周辺地域の環境改善を含む一体的なまちづくりに考慮した取り組みとして記述。(再掲)
	(4)地域との調和による高層マンション建設	25	(4)地域の産業を活かしたまち	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模なマンション建設に際しては、すでに「建築行為及び開発行為における総合調整条例」に基づく、住民説明などの手続きが定められています。また、平成18年3月1日から工業地域においても高度地区制限がかけられました。 ・大規模な工場等が土地利用転換する場合は、道路・公園等の都市基盤施設の改善や周辺市街地の環境改善の促進、周辺市街地との調和に配慮するよう、地区計画等を活用して、計画的な土地利用の誘導に努めることを記述しています。(再掲)
66	2 密集住宅地の改善	23 46	2(3)密集住宅市街地の改善 (都市防災)(2) 既成市街地の災害予防対策	
	(1)狭あい道路の解消と適度な密度の住宅地の形成	23 46	2(3)密集住宅市街地の改善 (都市防災)(2) 既成市街地の災害予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・2(3)の項において、密集住宅市街地の改善の基本的考え方を記述しています。
	(2)火災・地震災害対策	23 46 46 48	(3)密集住宅市街地の改善 (都市防災)(2) 既成市街地の災害予防対策 (都市防災)(1) 緑化の推進 (都市防災) ブロック塀等の転倒防止	<ul style="list-style-type: none"> ・都市防災1(2) の項においても、密集住宅市街地等の災害予防対策についての基本的考え方を記述しています。

	(3)地域まちづくり組織の形成、活性化		3 地域コミュニティにおける災害に強いまちを育みます	・都市防災3の章において、町内会・自治会等の自主防災組織と連携した防災まちづくり活動の支援の考え方を記述しています。
67	3 地域商店街の活性化	24	2(5)地域商店街のまちづくり	・2(5)の項において、地域商店街のまちづくりの基本的考え方を記述しています。その中で、身近な商店街は、周辺住民の買物などの日常生活を支える場であるとともに、住民の交流の場であることから、地域に根ざした生活拠点として位置づけ、商業振興施策と連携を図ることとしています。
	(1)商店街と住民の新しい関係の構築			・同上
	(2)商店街としての商店の連続性の確保	22	1(5) 商業地域等における都市型住宅の適切な誘導	・1(5) において、拠点地区の商業系地域で高層の住宅を建築する場合は、商業業務施設の立地や公共公益施設の整備、オープンスペースの確保等、商業振興施策や周辺市街地の環境改善に資する計画的な土地利用の誘導の考え方を記述しています。
	(3)安心して買い物できる条件整備	24	1(5)地域商店街のまちづくり	・道路のバリアフリー化や自転車等駐車場の整備、良好な街なみの形成など、住民や商店街組織の発意による主体的なまちづくり活動の支援を記述。
68	商店街と住宅地をつなぐ道路等を改善し、アクセスの向上を図ります。	32	1(3)市域の各拠点を結ぶ幹線道路の整備	・交通体系1(3)の項において、幹線道路等の整備にあたっては、鉄道駅への交通アクセスの改善等に重点を置くこととしています。生活道路の整備については、基本的考え方を記述していますが、商店街と住宅をつなぐ道路の改善については、記述していません。
	駐車場の確保を検討	36	5(4)適切な駐車場の整備	・交通体系5(4)の項において、大規模な商業施設等については、条例に基づく駐車場の設置を誘導する基本的考え方を記述。
	(4)(仮称)商店街振興条例の制定	24	2(5)地域商店街のまちづくり	・2(5)において、大規模店舗の立地にあたっては、周辺環境への配慮を求めるとともに、出店後も、にぎわいや交流の場や地域のコミュニティの核として、防犯・環境美化等の地域活動への参加等、住民や商業者と連携したまちづくり活動を促進といった考え方を記述。
69	人々が出会い交流できるまちづくり	26	4 地区コミュニティを活かしたまちを育みます	

70	1 身近に利用できる施設を増やす	26	4(1)コミュニティ活動を支える場づくり	・4(1)の項において、コミュニティ活動を支える場づくりの基本的考え方を記述しています。子育てや高齢者支援、防災活動、緑化活動など、地区コミュニティを基盤とする様々な活動をより活発にするため、住民との協働により、空き店舗等の活用の支援・促進、さらに、各地域にある老人いこいの家やこども文化センター、学校などの既存施設の有効利用を図るとともに、学校、公営住宅の建て替え等にあわせ、地域ニーズに対応した機能の充足をめざすことを記述。
	(1)既存ストックの活用			同上
	(2)新たな市民活動支援施設及び市民交流の場の整備			同上
	(3)施設の周知			同上
71	2 地域のまちづくり組織形成			・地域のまちづくり組織の主体的なまちづくり活動の支援に関しては、マスタープランの実現・推進方策の中で、その基本的考え
72	3 水と緑を育む	38	都市環境	
	多摩川河川敷の活用	38	1 多摩川の水辺空間の保全と活用	1の章において、基本的考え方を記述しています。
	(1)区民が楽しめる親水空間の整備	38	1(1)区民に身近な自然環境づくりと区民が楽しめる親水空間づくり	・1(1)の項において、多摩川河川敷は、多くの市民が楽しみ憩える空間として、自然環境の保全や景観の保全、スポーツ・レクリエーション、環境学習の場等としての活用をめざして、「多摩川プラン」を策定し、市民や河川管理者との協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりに努めることを記述。
76	(2) 区民に身近な自然景観の復元	38	1(1)区民に身近な自然環境づくりと区民が楽しめる親水空間づくり	同上
77	(3) 多摩川河川敷へ自由に安心して行ける遊歩道をつくる	38	1(2)市街地から多摩川へのアクセスの向上 (都市環境)4(2)緑の拠点としての御幸公園の整備	・1(2)の項において、市街地から多摩川への市民のアクセスを改善するために、国が実施する高規格堤防(スーパー堤防)整備事業と連携して、戸手4丁目地区の市街地整備を進めるとともに、御幸公園と多摩川緑地の一体的な整備、人と川とのふれあい対策事業(緩傾斜スロープ整備等)と連携した歩行者空間の改善を検討する旨の基本的考え方を記述。
	(4) スーパー堤防の整備	38	1(2)市街地から多摩川へのアクセスの向上	同上

	(5)河川敷の防災拠点としての整備	47	(都市防災)(3)避難対策の確立(方針図)	・マスタープランにおいては、多摩川河川敷を防災拠点とする旨の位置づけはしていませんが、広域避難場所としての位置づけや、緊急用河川敷道路としての位置づけを都市防災の章において記述。(方針図)
78	鶴見川・矢上川の活用	39	2 鶴見川・矢上川の水辺空間	・2の章において、鶴見川水系の鶴見川、矢上川の河川整備や河川環境の改善の基本的考え方を記述。その中で、鶴見川、矢上川は、国や県が河川管理者として管理していることから、「鶴見川流域水マスタープラン」と連携して、河川整備や河川環境の改善に努めることとしています。
79	1 鶴見川の自然環境の復活			
	(1)鶴見川の自然環境の復活			
	(2)鶴見川と矢上川の合流地点の整備			
79	2 矢上川の自然豊かな河川への再生			
	(1)矢上川の多自然型河川の再生			
	(2)矢上川の自然を市民へ周知する			
	(3)矢上川の水量確保			
80	3 隣接自治体との連携			
	水辺の再生、創出			
82	1 二ヶ領用水を部分的に復活させる	39	3 身近な水辺の整備	・3の章において、地域の実情に応じた、二ヶ領用水の親水化についての基本的考え方を記述。(再掲)
	(1)二ヶ領用水を部分開渠する			
	(2)水辺空間の区民参加による整備・管理			
82	2 住宅地の身近なところでの水辺づくり	39	3 身近な水辺の整備	・下平間周辺地区の町田堀などの水路敷の整備について、地域の実情に応じた整備をすることについて考え方を記述。
	(1)二ヶ領用水再生の拠点となる場所を親水公園として整備する			
	(2)生活に身近な小さな水辺の創出			
	(3)回遊性のある空間の創出	41	4(5)街なかの緑化による水・緑のネットワークづくり	・4(5)の項において、街なかの緑化による水・緑のネットワークづくりの基本的考え方を記述。
84	既存公園の緑の拠点としての整備と身近な緑の創出	40	4 緑の拠点としての既存公園の整備と身近な緑の創出	
87	1 緑の拠点の保全・形成と身近な親まれる公園づくり	40	4 緑の拠点としての既存公園の整備と身近な緑の創出	
	(1)「幸区 水と緑の公園」として御幸公園を再整備	40	4(2)緑の拠点としての御幸公園の整備	・4(2)の項において、御幸公園整備の基本的考え方を記述。
	(2)豊かな自然環境や景観を活かした加瀬山(夢見ヶ崎公園)の整備	40	4(3)豊かな自然環境や景観を活かした夢見ヶ崎公園の整備	・4(3)の項において、夢見ヶ崎公園の整備の考え方を記述。歴史ミュージアム・エコミュージアムについては、マスタープランでは位置づけしていないが、市民とともに地域の自然と歴史を活かしたまちづくりをめざす旨記述。(再掲) ・区民提案の「緑のリング構想」については、方針図の中で、水と緑のネットワークの考え方を図示。

88	(3)区民が利用しやすい街区公園に作り変える	40	4(4)生活に身近な公園の整備	<p>・4(4)の項において、生活に身近な公園整備の基本的考え方を記述。区民提案にある子どもログハウスについては、マスタープランに位置づけていない。</p> <p>・緑道の再整備については、4(5)の項において、基本的考え方を記述。</p> <p>同上</p>
	(4)魅力ある緑道に再整備	41	4(5)街なかの緑化による水・緑のネットワークづくり	
	(5)区民参加による公園の管理			
88	2 緑化への関心を高める	41	4(5)街なかの緑化による水・緑のネットワークづくり	<p>・市街地の緑化については、4(5)の項において、基本的考え方を記述。</p>
89	3 身近な緑の創出と水・緑・花のネットワーク	41	4(5)街なかの緑化による水・緑のネットワークづくり	<p>・水と緑のネットワークについては、4(5)の項において、基本的考え方を記述。</p> <p>同上</p>
	(1)まちなかの緑化の推進	42	5(3)にぎわいと調和の取れた街なみづくり	
	(2)水・緑・花のネットワーク			
	4 みち・交通を育む	30	交通体系	<p>・幹線道路の整備については、全市における道路計画の考え方を示しています。現在、マスタープランの庁内検討と並行して、平成17年度から「都市計画道路網のあり方検討」を行なっています。都市計画道路のあり方や都市計画道路の見直しの基本的な考え方について中間報告を行い、意見を伺うとともに、見直し対象路線・区間の選定、路線別見直し方針について平成18年度中に明らかにしていきます。区民提案で提案された事項についても、検討の中で参考にしています。</p> <p>・マスタープランでは、「主な幹線道路」について、方針図に図示しています。</p> <p>・個別路線ごとの整備計画については、平成18年度中に「道路整備計画」が策定される予定ですので、今後10年間に行なわれる事業は、その中で明らかにしていきます。</p> <p>・川崎縦貫高速鉄道線 期については、市の「基本構想」に即して、p35、5(1) 鉄道利便性の向上の項において、期整備の検討について記述するとともに、方針図に図示しています。</p>

	縦貫軸を担う幹線道路のネットワーク	30	1 幹線道路のネットワーク形成をめざします	・主な幹線道路として、交通体系の方針図の中で、府中街道(国道409号線)、多摩沿線道路(幸多摩線)、尻手黒川道路、大田神奈川線を位置づけています。
		32	1(3) 幹線道路を補完する道路の整備・改良	・幹線道路を補完する道路の整備改良として、路線バスの運行や鉄道駅への交通アクセス等、幹線道路の機能を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させる道路があります。これら地域内で重要な役割を果たしている道路についても、体系的な幹線道路網の考え方に従って、地域の実情に応じた道路整備や道路改良に努めることとしています。
	(1)縦貫軸を担う幹線道路の整備			
	(2)他市、他区とのネットワーク			
	横断軸を担う幹線道路のネットワーク	30	1 幹線道路のネットワーク形成をめざします	・同上
		32	(3)市域の各拠点を結ぶ幹線道路網の整備	
	(1)新鶴見操車場跡地の横断	30	1 幹線道路のネットワーク形成	・区内の横断軸を担う幹線道路の整備や鹿島田跨線橋等の整備については、<現状・課題>の中で整理しています。新鶴見操車場跡地の横断については、(1)の項において、新川崎駅の交通結節点機能の強化の基本的考え方を記述。
		35	5(1) 新川崎駅の交通結節点機能の向上	
		20	(土地利用)1(2) 安全で快適に移動できる市街地の整備	
	(2)横断軸を担う幹線道路の整備	30	1 幹線道路のネットワーク形成をめざします	・幹線道路を補完する道路の整備改良として、路線バスの運行や鉄道駅への交通アクセス等、幹線道路の機能を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させる道路があります。これら地域内で重要な役割を果たしている道路についても、体系的な幹線道路網の考え方に従って、地域の実情に応じた道路整備や道路改良に努めることとしています。(再掲)
	(3)南武線の立体化による渋滞の解消	33	(4)交通ボトルネックの解消	・南武線の立体化については、(4)の項において、京急大師線の進ちょくを見極めながら、JR南武線の連続立体交差化を検討する旨記述。(再掲)
	広域幹線道路の整備(国道1号線、川崎縦貫道路)			
	(1)歩行者空間の確保と沿道環境の改善に資する国道1号線の整備	34	3環境に優しい道路づくり	・国道1号線については、3の章において、道路沿道の環境改善の考え方を記述しています。

(2)首都圏における広域幹線ネットワークの検討	32	1(2)広域幹線道路網の整備	・川崎縦貫道路(高速川崎縦貫線) 期(国道15号線～東名高速道路)については、1(2)の項において、将来の高速道路ネットワーク形成の動向を見定めながら、東京外かく環状道路の東名高速道路以南との調整を含めた幅広い検討を行い、ルート・構造等の見直しを進める旨の考え方を記述。
地区レベルの道路			
1 地区内幹線道路の整備	30	1 幹線道路のネットワーク形成をめざします	
(1)道路整備の体系化		(1)広域調和・地域連携型の都市構造を形づくる幹線道路網のあり方	・幹線道路の体系化については、1(1)の項において、広域調和・地域連携型の都市構造を形づくる幹線道路網のあり方を整理しています。その中で、広域幹線道路、幹線道路、補助幹線道路、区画道路(生活道路)に区分し、それぞれ配慮すべき機能を整理しています。
(2)歩行者・自転車・自動車の交通の分離による安全な道路整備	33	2(1)歩行者・自転車・自動車が共存する安全な道路整備	・道路区分の中で、幹線道路については、歩車分離等の考え方を示しています。
2 区画道路(生活道路)の整備	33	2(1)歩行者・自転車・自動車が共存する安全な道路整備	
(1)区画道路(生活道路)の歩行者優先化			・区画道路(生活道路)については、2(1)の項において、歩行者・自転車のネットワークや利用者のニーズを考慮するとともに、歩行者・自動車等の交通量が多く、一定の幅員が確保されている道路については、歩車分離を図るための歩道、自転車歩行車道の設置を、歩車分離ができない道路については、通過交通の排除や自動車の速度を抑制するため、交通安全施設の設置や道路構造の工夫などの安全対策についての考え方を示しています。
(2)コミュニティゾーン等、交通規制を組み合わせた道路整備			・2(1)の項において、生活道路の改善にあたっては、道路整備と交通規制を組み合わせた安全対策を交通管理者との連携により進めるとともに、地域の課題を的確に反映させるため、計画段階から市民との協働による取組の考え方を記述。

(3)大規模開発における歩行者空間の確保	25	(土地利用)3(4)地域の産業を活かしたまち	・土地利用の方針3(4)の項において、大規模な工場等が、土地利用転換する場合は、道路・公園等の都市基盤施設の改善等の考え方を記述。(再掲)
環境に優しい道路づくり	34	3 環境に優しい道路づくり	
1 沿道の環境対策			
(1)街路樹の整備等環境施設帯の整備	34 41	3 環境に優しい道路づくり (都市環境)4(5)街なかの緑化による水・緑のネットワークづくり	・3の章において、一定幅員以上の幹線道路の整備にあたっての、環境配慮の考え方を記述。 ・都市環境4(5)の項において、道路緑化の基本的考え方を記述。
(2)沿道地区計画導入の検討	24	(土地利用)(7)幹線道路沿道の土地利用の改善	・土地利用2(7)の項において、幹線道路沿道の土地利用の誘導の考え方を記述
(3)環境配慮した道路構造の改善	34	3 環境に優しい道路づくり	同上
2 道路景観・美観の向上	42	(都市環境)5(6)幹線道路沿道のまちづくり	同上
(1)道路景観・美観の向上			
(2)ゴミ集積場の対策			・ゴミ集積場については、マスタープランで記述していません。
3 交通需要管理による車に依存しない社会づくり	36	5(1)鉄道の利便性の向上 (2)地域交通の改善とバス交通の利便性の向上	・5(1) において、公共交通機関網の利便性向上に向けた取組の推進により、過度に自家用自動車に依存しない交通体系の確立と安全で快適に移動できる地域交通環境の形成として記述。 ・5(2)において公共交通機関の利用促進により、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減を図るとして記述。
(1)道路の利用の工夫			・具体的な記述はしていません。
(2)交通手段の変更			・(2)の項において、路線バス等の安全な走行環境を確保するための道路環境の改善を記述。
(3)自動車の効率的利用			・具体的な記述はしていません。自転車の利用に関しては、効率的に自転車を利用できる仕組みの検討を記述。

	人に優しい道路づくり	34	4 人に優しい道路づくり	
110	1 誰もが歩きやすい歩道づくり	33	2 (1) 歩行者・自転車・自動車が共存する安全な道路整備 1(1) 歩行者等の安全性・快適性向上のための幹線道路	・4の章において、歩道の整備や歩車共存の生活道路の整備にあたって、地域の特性を考慮したバリアフリーの考え方を記述 ・2(1)の項において、住宅地内の生活道路の歩行者や自転車利用者の安全性・快適性確保の考え方や道路整備と交通規制を組み合わせた安全対策、歩車分離ができない道路における交通安全施設の設置や道路構造の工夫などの考え方を記述。(再掲)
	(1)安全な歩道の整備			同上
	(2)歩道の段差の解消によるまちのバリアフリー化			・1(1)の項において、幹線道路の整備のあり方において、基本的考え方を示していますが、電線類の地中化等についての具体的な記述はしていません。
	(3)歩道上の障害物の撤去			・具体的な記述はしていません。
	(4)歩行者の安全な横断			
112	2 自転車利用の促進、自転車と共生するまち	33	2 歩行者・自転車・自動車が共存する安全で快適な生活道路の整備をめざします	
	(1)自転車道の整備	33	3 歩行者・自転車・自動車が共存する安全で快適な生活道路の整備をめざします	・1(1)の項において、幹線道路の整備のあり方において、配慮すべき機能として、歩車分離等による安全・快適な歩行者空間の整備の基本的考え方を記述。
	(2)駐輪場の設置	36	(3)自転車利用の促進、自転車と共生するまち	・5(3)項において、自転車利用の促進、自転車と共生するまちについての基本的考え方を記述。
	(3)自転車と共生するまちづくり			同上
	災害時に対応できる道路交通ネットワーク			
115	1 緊急活動道路	31	1(1) 都市防災向上のための幹線道路	
	(1)沿道の建物の耐震化・不燃化対策	45	(都市防災)1(1) 防火地域の拡充 (都市防災)1(2) 建築物の耐震・不燃化	・1(1)の項において、防火地域の拡充による沿道建物の耐震化・不燃化の基本的考え方を記述。
	(2)道路構造物等の耐震補強	48	1(4)都市施設の防災性の向上	・1(4)の項において、緊急活動道路の安全対策や耐震補強の考え方を記述。
	(3)道路以外の交通手段の確保			・マスタープランでは特に記述していないが、多摩川の緊急用河川敷道路を方針図に位置づけている。
116	2 避難路のネットワーク	48	(都市防災)2(4) 避難路のネットワーク	

	(1)避難路の安全確保	48	(都市防災)2避難路の安全性の確保	・2(4)の項において、避難路の安全性確保の基本的考え方を記述。
	(2)避難場所と道路の接続	33	2(2)密集住宅市街地の狭い生活道路の改善	同上
116	3 狭い道路対策	33	2(2)密集住宅市街地の狭い生活道路の改善	・2(2)の項において、密集住宅市街地の災害予防対策の基本的考え方を記述
	(1)狭い道路の拡幅事業			
	(2)密集住宅市街地の改善の推進 公共交通ネットワーク	35	5 公共交通ネットワーク形成をめざします	
121	1 鉄道網体系	35 33	(1)鉄道の利便性の向上 1(4)交通ボトルネックの解消	・5(1)の項において、京急大師線の進ちよくを見極めながら、JR南武線の連続立体交差化を検討する旨記述。(再掲) ・通勤通学時における踏切遮断の長時間化や、歩行者横断の安全性が課題となっていることから、鉄道事業者との連携により、踏切横断対策を記述。(再掲)
	2 バス網体系	36	(2)地域交通の改善とバス交通の利便性の向上	
	(1)川崎駅西口、鹿島田駅・新川崎駅の2つの交通結節点へのアクセスを考えたバス路線網の再編			・バス路線網の具体的な再編は記述していないが、<現状・課題>として記述している。5(2)の項においては、市民と事業者、市が連携・協力し、地域特性や利用者ニーズ等を踏まえた地域交通の改善や土地利用転換にともなう交通広場の整備にあわせた路線バス網の再編等、事業者による地域に密着した地域交通の計画・運営・運行の促進の基本的考え方を記述。
	(2)バス利用の利便性を高め、公共交通機関の利用を促進			・地域交通サービスの向上を図り、路線バス等の安全な走行環境を確保するための道路環境の改善の考え方を記述。(再掲)
	(3)コミュニティバスの導入			・路線バスの利用が不便な地域等における、市や事業者と連携して、新しいコミュニティ交通の運営や検討を行う市民の主体的な活動の支援の考え方を記述。(再掲)

122	3 公共交通ネットワーク	35	5 公共交通ネットワーク形成をめざします	
	(1)鉄道駅周辺と駅舎のバリアフリー化の課題	34	4 人に優しい道路づくり	・4の章において、川崎駅周辺のバリアフリー化や鉄道駅周辺地域においては、バリアフリー化にあたっての基本的な考え方を取りまとめたガイドラインを策定し、市民・事業者と連携した取組の基本的考え方を記述。(再掲) ・さらに、鉄道駅施設やバス等の交通施設について、エレベーターの設置やノンステップバスの導入など、バリアフリーに対応した施設の改善の考え方を記述。
	(2)川崎駅西口の交通結節点の整備	35	5(1) 川崎駅の交通結節点機能の向上	5(1) の項において、川崎駅の交通結節点機能の強化の考え方を記述。(再掲)
	(3)新川崎・鹿島田駅の交通結節点の整備	35	5(1) 鹿島田駅の交通結節点機能の向上 新川崎駅の交通結節点機能の向上	5(2) 、 の項において、新川崎駅・鹿島田駅の交通結節点機能の強化の考え方を記述
	(4)矢向駅、尻手駅の整備	34	4 人に優しい道路づくり	・矢向駅、尻手駅については、<現状・課題>として位置付けているが、マスタープランでは記述していない。
123	5 安心を育む			
126	防災まちづくり	45	都市防災	・「都市防災の方針」については、「地域防災計画」との整合に配慮し、全体構想との整合性や7区の区別構想との整合性を考慮し、方針記述の章立てや内容を統一しています。
	(1)大規模空間の安全性の向上	45 47 46	1(1) オープンスペースの確保 2(3)避難対策の確立 1(1) 緑化の推進	・1(1) の項でオープンスペース確保の基本的考え方を記述するとともに、2(3)の項において、避難対策の確立等についての基本的考え方を記述。
	(2)防災軸のネットワークの形成	46 48	1(1) 緑化の推進 2(4) 避難路のネットワーク	・2(4)の項において、避難路の安全性確保の基本的考え方を記述
	(3)住宅市街地の防災性の向上	46 48	1(2)震災に強い市街地の形成 2(4) ブロック塀等の転倒防止	・1(2)の項において、既成市街地や密集住宅市街地における災害予防対策についての基本的考え方を記述。
	(4)救援活動拠点の確保	47	2(1)地域防災拠点の整備 2(3)避難対策の確立 1(4)都市施設の防災性向上	・2の安全に避難できるまちの章において、防災拠点や避難対策について記述。
	(5)街区・地区の住民相互の災害時の防災協力体制を充実する	48	3 地域コミュニティにおける災害に強いまちを育みます	・3項において、地域コミュニティにおける防災まちづくりの支援について記述。

129	防犯まちづくり			・マスタープランとして、防犯対策のまちづくりについて記述していない。防災対策として、地域コミュニティにおける防災まちづくりを支援することとしており、住民発意による主体的なまちづくり活動支援の中で、防犯対策についても対応できると考える。
	(1)死角のあるまちなみの改善			
	(2)地域コミュニティによる防犯対策をすすめる			
131	地域サポート体制をつくる			
	1 地域の住民が助け合えるネットワークを整備する			
	(1)子どもの安全を見守る体制づくり	24	(土地利用)2(6)高齢者や障害者、子育て世代を始め、誰もが住み続けられるまちの形成	・子どもや高齢者の見守り等のソフト施策については、マスタープランに位置づけていませんが、土地利用2(6)において、誰もが住み続けられるまちに関する基本的考え方を記述しており、住民の主体的なまちづくり活動を支援する中での対応が考えられる。
	(2)地域でお年寄りを見守る			
	(3)ボランティアの人々の交流・情報提供の場づく			・コミュニティ活動の拠点づくりに記述。
	(4)若い人材の育成			
	2 小学校区程度を範囲とした子どもの居場所づくりと世代間交流を図る	26	(土地利用)4地区コミュニティを活かしたまちを育みます	4(1)の項において、コミュニティ活動を支える場づくりを記述。子育てや高齢者支援、防災活動、緑化活動など、地区コミュニティを基盤とする様々な活動をより活発にするため、住民との協働により、空き店舗等の活用の支援・促進、さらに、各地域にある老人いこいの家やこども文化センター、学校などの既存施設の有効利用を図るとともに、学校、公営住宅の建て替え等にあわせ、地域ニーズに対応した機能の充足をめざす旨記述。(再掲)
	(1)地域と学校との連携			
	(2)子どもの居場所づくり			
	3 コミュニティ活動の拠点づくり			
	(1)交流の場の確保			
	(2)地域まちづくり組織による運営			
	6地域の個性を育む			・地区別の項立てはしていませんが、それぞれの地区で提案された内容について、できる限り各分野別の方針に活かして記述することとしました。

	御幸地区			
138	1 まちの拠点を育む	20	1(3)地域の生活拠点としての鹿島田駅周辺地区	<p>・鹿島田駅周辺地区については、1(3) まちの資源を活かした拠点の整備、住民の利便性を高める駅周辺の整備、地区コミュニティの核となる商店街との連携の3項目について記述しています。</p> <p>・また、矢向駅周辺については、横浜市に位置することから、生活拠点としての位置づけはできませんが、1(4)鉄道駅を中心とした生活拠点の項において、塚越や古川町、戸手本町などの近隣住民にとっては、日常生活の中心となっているということを<現状・課題>の中で記述しました。</p> <p>・「都市構造」の中で、隣接する横浜市等との連携を図り、多様な交流を生み出す交通ネットワークの形成について記述。(再掲)</p>
		21	1(4)鉄道駅を中心とした生活拠点	
	2 豊かな生活を育む			
	(1) 地域の実情に合わせたきめ細かいルールづくりを目指します	22	2 豊かな生活を育む住宅地の形成をめざします	<p>・住宅地の環境改善に向けた地区計画や建築協定などを活用した住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援として記述。(再掲)</p>
	(2) 地域住民が参加するまちづくりの仕組みを検討します			
	3 水と緑を育む	38	都市環境	<p>・都市環境において、多摩川へのアクセスの向上、緑の拠点としての御幸公園の整備、二ヶ領など身近な水辺の整備、街なかの緑化による水・緑のネットワークづくりについて記述。</p>
	4 みち・交通を育む	30	交通体系	<p>・幹線道路の整備については、全市における道路計画の考え方を示しています。現在、マスタープランの庁内検討と並行して、平成17年度から「都市計画道路網のあり方検討」を行なっています。都市計画道路のあり方や都市計画道路の見直しの基本的な考え方について中間報告を行い、意見を伺うとともに、見直し対象路線・区間の選定、路線別見直し方針について平成18年度中に明らかにしていきます。区民提案で提案された事項についても、検討の中で参考にしていきます。</p>
	(1) 道路の用途に合わせた段階的な整備を進めます			
	(2) 歩行者や自転車が快適に通行出来るよう、歩道の拡幅や障害物の撤去、段差の解消など、バリアフリーの整備を進めます	34	4 人に優しい道路づくり	<p>・4. 人に優しい道路づくりの項において、歩道の整備や歩車共存の生活道路の整備にあたって、地域の特性を考慮したバリアフリーの考え方を記述</p>
	(3) 地区の特性・状況に応じて道路の利用形態を検討します	33	2(1)歩行者・自転車・自動車が共存する安全で快適な生活道路の整備をめざします	
				<p>2(1)において、交通安全施設や速度抑制、路側帯の設置、段差の解消など総合的な交通安全対策に、交通管理者と連携して取り組むとして記述。(再掲)</p>

	(4) 鹿島田駅を軸とした公共交通体系の整備を目指します	36	5(2) 地域交通の改善とバス交通の利便性の向上	・バス路線網の具体的な再編は記述していないが、<現状・課題>として記述している。5(2)の項においては、市民と事業者、市が連携・協力し、地域特性や利用者ニーズ等を踏まえた地域交通の改善や土地利用転換にともなう交通広場の整備にあわせた路線バス網の再編等、事業者による地域に密着した地域交通の計画・運営・運行の促進の基本的考え方を記述。
	5 安心を育む	45	都市防災	・「都市防災の方針」については、「地域防災計画」との整合性に配慮し、全体構想との整合性や7区の区別構想との整合性を考慮し、方針記述の章立てや内容を統一しています。
	(1) 災害時に救援・救護活動のできる防災拠点を確保します			
	(2) 地区内にまとまった空間を増やし、安全なネットワークをハード・ソフトの両面から整備を目指します			
	(3) 住民が適切に避難できるような避難場所づくり・組織づくりをめざします			
	南河原地区			
145	1 まちの拠点を育む			
	(1) 川崎駅西口周辺	18	1(1) にぎわいの拠点としての川崎駅西口地区	1(1) において 地域の個性を活かした魅力ある広域拠点の形成、既存の市街地や商店街と連携したまちづくり、潤いのある街なみ・景観づくりについて記述。
	(2) 尻手駅周辺	21	1(4) 鉄道駅を中心とした生活拠点	・尻手駅周辺は、土地利用区分において地域商業エリアとして位置づけており、その中で、生活拠点としての機能強化を図るため、地区コミュニティの核としての商業、サービスその他の業務の利便を増進する中密度の複合的な土地利用の誘導として記述。 ・あわせて、道路等の整備や土地利用転換の機会をとらえた街なみの形成について記述。 ・今後進出してくる研究施設については、土地利用区分において産業高度化エリアとして位置づけており、地域環境と調和する都市型工業地の促進として記述。
	2 豊かな生活を育む	22	2 豊かな生活を育む住宅地の形成をめざします	

(1)住宅市街地			・住宅地の環境改善に向けた地区計画や建築協定などを活用した住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援として記述。(再掲)
(2)商店街			・2(5)において、住民や商店街組織の発意による主体的なまちづくり活動の支援について記述。(再掲)
3水と緑を育む			
(1)住宅地の緑の創出			・4(5)の項において、街なかの緑化による水・緑のネットワークづくりの基本的考え方を記述。(再掲)
(2)新たなまとまった緑の創出			
4みち・交通を育む	30	交通体系	・幹線道路の整備については、全市における道路計画の考え方を示しています。現在、マスタープランの庁内検討と並行して、平成17年度から「都市計画道路網のあり方検討を行なっています。都市計画道路のあり方や都市計画道路の見直しの基本的な考え方について中間報告を行い、意見を伺うとともに、見直し対象路線・区間の選定、路線別見直し方針について平成18年度中に明らかにしていきます。区民提案で提案された事項についても、検討の中で参考としています。(再掲)
(1)歩行者を重視した道路整備	33 34	2(1)歩行者・自転車・自動車が共存する安全で快適な生活道路の整備をめざします 4 人に優しい道路づくり	・2(1)において、交通安全施設や速度抑制、路側帯の設置、段差の解消など総合的な交通安全対策に、交通管理者と連携して取り組むとして記述。 ・4の項において、バリアフリーに配慮した道路整備の基本的考え方について記述していますが、個別・具体的路線の整備については記述していません。
(2)西口開発に伴う渋滞対策			
5安心を育む			
(1)防災対策	45	都市防災	・「都市防災の方針」については、「地域防災計画」との整合に配慮し、全体構想との整合性や七区の区別構想との整合性を考慮し、方針記述の章立てや内容を統一しています。(再掲)
(2)防犯対策			・マスタープランとして、防犯対策のまちづくりについて記述していない。防災対策として、地域コミュニティにおける防災まちづくりを支援することとしており、住民発意による主体的なまちづくり活動支援の中で、防犯対策についても対応できると考える。(再掲)

	(3)地域サポート体制	24	(土地利用)2(6)高齢者や障害者、子育て世代を始め、誰もが住み続けられるまちの形成	・子どもや高齢者の見守り等のソフト施策については、マスタープランに位置づけていませんが、土地利用2(6)において、誰もが住み続けられるまちに関する基本的考え方を記述しており、住民の主体的なまちづくり活動を支援する中での対応が考えられる。(再掲)
	日吉地区			
151	(1)まちの拠点を育む	19	1(2)ものづくり・研究開発機能と多様な交流、豊かな環境を育む新川崎地区 1(3)地域の生活拠点としての鹿島田駅周辺地区	・新川崎地区、鹿島田駅周辺地区については、全体構想に即して、幸区の中心であり、本市の「地域生活拠点」としての拠点形成について記述。
	(2)豊かな生活を育む	22 24 26	2豊かな生活を育む住宅地の形成をめざします 3地域特性を活かしたまちをめざします 4地区コミュニティを活かしたまちを育みます	2豊かな生活を育む住宅地の形成をめざします、3地域特性を活かしたまちをめざします、4地区コミュニティを活かしたまちを育みますの項において、地域商店街のまちづくり、地域の産業を活かしたまちづくり、住んで楽しい住宅地の形成、地区コミュニティを活かしたまちづくりについて記述しています。
	(3)水と緑を育む	41 39	4緑の拠点としての既存公園の整備と身近な緑の創出 2鶴見川・矢上川の水辺空間の活用	・4(5)において、水と緑のネットワークづくりについて記述。 ・区民提案の「緑のリング構想」については、方針図の中で、水と緑のネットワークの考え方を図示。(再掲) ・2において、鶴見川・矢上川の水辺空間の活用について基本的考え方を記述。
	(4)みち・交通を育む	30	交通体系	・幹線道路の整備については、全市における道路計画の考え方を示しています。現在、マスタープランの庁内検討と並行して、平成17年度から「都市計画道路網のあり方検討」を行なっています。都市計画道路のあり方や都市計画道路の見直しの基本的な考え方について中間報告を行い、意見を伺うとともに、見直し対象路線・区間の選定、路線別見直し方針について平成18年度中に明らかにしていきます。区民提案で提案された事項についても、検討の中で参考としています。(再掲)

		33	<p>2(1)歩行者・自転車・自動車 が共存する安全な道路整備</p> <p>5(1)鉄道の利便性の向上</p> <p>5(2)地域交通の改善とバス交 通の利便性の向上</p>	<p>・コミュニティゾーンの設置については記述していませんが、2(1)において、交通安全施設や速度抑制、路側帯の設置、段差の解消など、交通管理者と連携した総合的な交通安全対策に取り組むとして記述。(再掲)</p> <p>・5(1)の項において、京急大師線の進ちょくを見極めながら、JR南武線の連続立体交差化を検討する旨記述。(再掲)</p> <p>・路線バスの利用が不便な地域等における、市や事業者と連携して、新しいコミュニティ交通の運営や検討を行う市民の主体的な活動の支援の考え方を記述。(再掲)</p>
	(5)安心を育む	45	都市防災	<p>・「都市防災の方針」については、「地域防災計画」との整合に配慮し、全体構想との整合性や七区の区別構想との整合性を考慮し、方針記述の章立てや内容を統一しています。(再掲)</p>